

## 第7章 ラテンアメリカ

### はじめに

ラテンアメリカとは、アメリカ合衆国、カナダを含む地域の呼称であるアングロアメリカに対比し、北アメリカの一部に属するメキシコ、中央アメリカ、カリブ海地域および南米大陸を包含する地理的な概念を一般に指す。この地域の大部分の諸国は、歴史上約三百年に及ぶスペイン、ポルトガルの植民地支配を受けた共通の特徴を有している。そのため、これらの諸国は、今日でもスペイン、ポルトガルのイベリア二国の文化的影響を根強く残し、独自の国家社会を形成している。

もとより今日の世界の地域で植民地時代の経験を有する国々は、ラテンアメリカ諸国に限らず、他にアジア、アフリカ地域諸国にみられることはいうまでもない。ただ同じく植民地といつても、ラテンアメリカとアジア、アフリカ地域とではかなり事情が異なり、国家社会の発展過程やその性格には大きな相違がみられる。それは、ラテンアメリカの大半の国々が、すでに百五十年以上

前に独立国家となり、各々の国家社会の形成を推し進め発展してきていることである。またその社会では、植民地前の土着社会の原住民に加え、植民地時代のスペイン、ポルトガル人の移植やアフリカ黒人奴隸の導入、さらに、独立以降のヨーロッパ各国からの近代移民の流入を通じて、さまざまな民族的文化の混淆が進み、人種、言語の多様性を帶びた社会が形成されている。

だが、この地域の諸国は、このように国家形成の道をいち早く歩み、西欧文化の摂取を経てきたにもかかわらず、それが今日おかれている状況は、アジア、アフリカ地域の国々と同様に、植民地時代の経験とこれを通じてもたらされた社会構造の特殊性や経済的な低開発状態が存続しているという点で、「第三世界」または「発展途上地域」に属するとみなされている。

それでは、ラテンアメリカ地域社会の歴史的発展に伴って、そこでの法はいかなる特色をもつて形成されてきたのであろうか。また、この地域諸国の発展や経済条件、社会構造の特殊性は、この地域の法の発展にどのように反映されているのであろうか。本章は、ラテンアメリカ地域の法の発展の歴史とその特色を踏まえ、この地域の国家社会の発展過程において法がいかなる役割を果たしているか、を中心に、そこでの問題を整理し、考察する。

## 1 「ラテンアメリカ法」とは

冒頭で「ラテンアメリカ」の地理的概念について指摘したが、この地域の法を考察の対象とするとき、はたして「ラテンアメリカ法」というものが認められるであろうか。「ラテンアメリカ法」という名辞は、もともとアメリカ合衆国の研究者がつけたものとされるが、実際上、この地域全体に共通する法が存在するわけでも、この地域で法の統一が全面的に行なわれているわけでもない。これは一般にラテンアメリカ諸国の法の総称を指す。しかしながら「ラテンアメリカ法」の特色の独自性がまったく認められないかというとそうではなく、この地域の法の生成過程や法系上の特色に共通性がみられ、のことから「ラテンアメリカ法」の存在を容認しえるのである。即ち、この地域は十五世紀末からイベリア半島のスペイン、ポルトガル（ブラジル）、フランス（ハイチ）の植民地下におかれ、十七世紀以降にはその一部がオランダ（スリナム）、イギリス（ベリーズ、ガイアナ、カリブ海諸国）の植民地支配を受け、その過程で旧宗主国（宗主國）の法制と強く結びついた法が適用された。スペイン・ポルトガル系の大半の諸国は、独立後、宗主国（宗主國）の法律制度を基礎に法典編纂を行ない、特に、私法の領域ではフランス法系の法を継承した。それ故、この地域の法は総じて大陸法系、とりわけフランス法に属するとされる。このように「ラテンアメリカ

「カ法」は、スペイン、ポルトガルのイベリア二国を中心に、ラテン系諸国の法と法文化の影響を強く受けている点に共通点がみられる。もつとも「ラテンアメリカ法」の呼称に対しても、特にスペイン、ポルトガルのイベリア二国歴史的、文化的伝統の紐帯を強調して「イベロアメリカ法」の名辞を用いる学者（スペインの比較法学者F. S. Canizares）もいる。

かくして、「ラテンアメリカ法」は、ラテン系の法を継承し、その法文化を受容している点にその独自性が認められるわけだが、その際、法の継承という観点からは、今日の「ラテンアメリカ」の地理的概念に含まれるすべての諸国が全体的にラテン系の法ないし法文化を継承しているわけではないことを確認しておく必要がある。それは、今日この地域に存在する三三の独立国は、当初、スペイン、ポルトガル、フランスの植民地支配を受けたが、このなかには、すでにみたようにオランダやイギリスの植民地となり、第二次大戦後に独立した国が含まれるからである。これららの国ではラテン系法文化の影響の残滓がある程度認められるものの、継承法の影響力という観点からは、今日ではオランダ法やイギリス法およびその法文化の受容が相当程度進んでいるのである。

それ故、「ラテンアメリカ法」の独自性を、ラテン系の法および法文化の継承という点に積極的に認める場合、オランダ系のスリナムやイギリス系の中央アメリカ地域のベリーズ、南米大陸のガイアナ、カリブ海地域のジャマイカ、グレナダ等の一三の独立国は、一応「ラテンアメリカ法」の対象地域から除かれることになる。他方、四世紀に及ぶスペインの植民地下にあり、十九

世紀初めに独立したキューバは、一九六一年に社会主義体制に移行し、今日その法体制もラテンアメリカ諸国の中で独自の領域を形成している。しかし、同国の法の生成過程や現行の法制、特に私法領域の一部には宗主国の法の影響をまったく無視できないものがある。そこで本章では、法の生成過程から、スペイン、ポルトガルおよびフランスの植民地で、かつラテン系諸国の法を継承し、その法文化の影響を強く受けているラテンアメリカ二〇カ国をその対象とし、これらの国の法を総称して「ラテンアメリカ法」という。

もつとも、「ラテンアメリカ法」の特色は、前述のごとくラテン系の法と法文化の継承という点に限られるわけではない。それは、この地域では独立後の国家形成と経済発展の過程を通じ、隣接するアメリカや域内のイギリス系諸国との関係が深まり、これとともに諸国の公法や私法の分野でコモンローの浸透が著しくみられるからである。それ故、「ラテンアメリカ法」は、すでに大陸法系や英米法系とは別個に一つの法群を形成しており、この点にもその特色がみられる。

## 2 法体制の発展

ラテンアメリカの地域社会は、歴史的に、先スペインまたは先コロンブス期の、いわゆる征服前の先住民社会、十五世紀末以降のスペイン、ポルトガルの植民地社会、十九世紀前半までに旧

宗主国から分離独立した国家社会、という三つの段階を経て展開している。これらの社会は、それぞれ一定の文化的基層の上に成り立ち、そこにはなんらかの法が存在する。

ラテンアメリカ地域の先住民社会の形成は、地方によりかなり異なり、例えば今日一般にメソアメリカと称されるメキシコ中央から中央アメリカ、また中央アンデス一帯には、集約農耕に基づく強固な政治行政組織と固有の高い文化を保持したいいくつかの古代国家が存在した。これに対し、中央アメリカ南部から北アンデス地方を含む環カリブ海地域では、集約農耕を基礎とする首長制社会が発達した。またアマゾン川流域、カリブ海にのぞむ低地の熱帯林地帶では、農耕の制約から一定の村落を単位とする部族社会が存在した。

こうしたなかで、とりわけメソアメリカや中央アンデス地域の古代国家の社会では、固有の文化と宗教的世界觀に基づいた法が保持されていた。しかし、これらは世界の東西古代文明にみられるような強固なイデオロギーと法文化に支えられたものではなく、もっぱら土着の宗教的体系や慣行に基づいていた。だが、これらの先住民社会の法は、ヨーロッパ文化との接触とともに大きな変容がもたらされたのである。

### 土着の固有法

先スペイン期の社会の固有の法は、前述のように、特にメソアメリカおよび中央アンデスの先住民社会で顕著にみられたが、これらの固有法が今日、ラテンアメリカ地域においていかなる形

態の下で存在しているか、また存在しえるかは重要な問題である。

メソアメリカおよび中央アンデス地域に形成された代表的な先住民社会は、現在のメキシコ、グアテマラ、ホンデュラスにまたがって存在した「マヤ族」やメキシコ中央高原にひらかれた「アステカ帝国」、ペルー、ボリビア、チリ一帯に存在した「インカ帝国」として今日広く知られている。これらの先住民社会は、都市国家の集合体あるいは中央集権的な政治組織をもつた帝国を形成し、その社会構成はもっぱら階級分化的親族結合に基づいていた。また、その社会内部では、部族内血縁集団の長を中心に、各々の慣習法が定立され、家族関係、婚姻、財産、犯罪と刑罰などが、不文律によって規律されていた。

例えば、マヤ族の社会では、各々の都市国家はハラチ・ウイニクまたはアハウという統治者が、貴族と神官から成る諮問会議の補佐を受けて国家を統率した。また各地方の村落は行政官と裁判官を兼ねたバタボオブと称する首長が治め、その地位は長子により世襲された。部族内部では婚姻形態として単婚制がとられ、遺属は男系の卑属の間で分割されたといふ。

アステカ帝国は、「カルブーリ」と称する相互に親族関係にある家族集団が社会構成の中核とされ、その代表者から成る諮問会議の補佐を得て統治された。アステカ社会では、独自の司法組織と租税制度が維持され、「カルブーリ」には共有地の所有が認められた。さらに社会内部の家族制度や刑事の規律がかなり進んでいたといわれる。

また、インカ帝国では、その成立前から存在した血縁集団であるアイヌが共同体秩序として温

存され、そしてこのアイヌの首長であるクラカを中心には政治的秩序が維持された。特にこの共同体秩序は、基本的に互酬と再配分のパターンによって支えられていた。

こうした先住民社会の共同体秩序の形態は、今日のラテンアメリカの固有法の側面を考えるとき、完全には無視できないのが現状である。なぜならば、例えばペルーでは、インディオ共同体が存在し、その内部における共有地の保有、互酬と相互扶助の秩序が植民地支配を経た後も、今なお生きつづけているからである。現行ペルー憲法は、農民共同体は法人格を有し、その組織、共同作業、土地の利用形態、行政的、経済的性格の自立性が保障され、また国家は農民共同体の伝統を保護し尊重すると規定している（一六一条）。同様の原住民共同体の保護規定はグアテマラの現行憲法（六六一六八条）やパナマの旧憲法（一九四六年、九四一九五条）にもみられる。またメキシコでは一九一〇年の革命による農地改革を経て、村落共同体単位による土地の共同保有制、いわゆる「エヒード制」の確立がめざされているが、このエヒードには先住民社会以来の土地共有的思想が反映されている。さらにかつてマヤ文明が栄えたメキシコ南部の山岳地帯、例えばチapas州のシナカンタンでは、現在においても隔絶された原住民社会が残存し、そこでは伝統的な共同体内部の紛争処理システムが慣行として尊重されている、といわれている。

ところで、この地域の諸国の中には、ブラジルのごとく国家法上、原住民の固有法を否定し、これを国家法に組み入れるために明文規定をおいている国もあるが、大半の諸国では総じて国家法上こうした規定をおいていないか、明確な態度を示さないのが通例である。これらの諸国では、

国家法上、固有法は原則として存在しないことになっている。それでも国家法の枠内に一定程度固有法を取り込まざるをえず、もしくは固有法の存在を全面的に否定できない現実がある。この地域の諸国の成文法規を見るかぎり、確かに先住社会の固有法は本来の痕跡をとどめていないが、固有法は各々の法制度のなかである程度機能しているといえよう。この固有法は、スペイン、ポルトガルの植民地社会において、本国法の適用を通じ全面的に否定されなかつた。例えば、「インカ帝国」のスペイン植民地支配統治では、土着の村落共同社会が構造として温存され、共同体内部の互酬の原則は機能的に植民地支配体制に繰り込まれていつたのである。そこでは、「インカ帝国」の社会構造を支えていた共同体内部の秩序とその固有の法が、植民地支配を補完すべく保持されたのである。また、スペインやポルトガルの本国法は、植民地全域にくまなく適用されたわけではなく、本国法の規定を欠く場合、総督等、植民地行政機関が現地の実状に合わせ諸法令 (ordenanza, regimento) を公布し、その際、土着の慣行がもっぱら尊重された。かくして、土着の固有法は植民地本国の法の継受を通じて同化し、新たな混合法を形成したのである。

### 植民地支配下の法体制

ラテンアメリカ地域では、十六世紀前半にスペイン、ポルトガルの植民地統治が開始され、これとともに植民地社会への宗王国の法の本格的導入が行なわれた。両国は、植民政策の基本として王権の直接支配体制を敷き、原住民のキリスト教への教化策をとつたが、特に、スペインはキ

リスト教化を積極的に推し進めた。しかしながら、両国の植民地統治の機能や植民地法制の内容はいくぶん異なっていた。この背景には、イベリア半島の両国における国土回復 (Reconquista) の完成と国家形成の相違が大きく関係している。

即ち、ポルトガルは十三世紀半ばにスペインに先駆けて国土回復を遂げ、いち早く民族国家を形成し、その結果、スペインに先立つて国家法制の基盤を固めると同時に、インドを中心とする海外発展事業に乗り出し、植民地統治の体制を確立したのである。これに対し、スペインでは国土回復の完成が遅れ（一四九二年）、この結果、国家統一後も新大陸の征服と植民地支配はその延長線上におかれたのである。そのため、スペインの植民地統治政策には、ポルトガルに比べて原住民をキリスト教に同化する理想が強く反映されていた。

他方、国家法の法典編纂を通じて植民地統治の体制を確立したポルトガルは、ラテンアメリカの植民地ブラジルに本国法を拡大適用したが、これには（イ）Fuero Juzgo（六五四年）、（ロ）Ordensões Afonsinas（一四五六年）、（ハ）Ordenações Manoelinas（一五一一年）、（リ）Ordenações Filipinas（一六〇一年）を基礎にしていた。これに対し、スペインの植民地には中世以来の法を数多く施行され、植民地法制は十分整備されていなかったが、主として（イ）Fuero Juzg（六五四四年）、（ロ）Fuero Real（一六一五年）、（ハ）Siete Partidas（一三一五年）、（リ）Leyes del Estilo（一三一〇年）、（エ）Nueva Recopilación（一五六七年）、（ハ）Ordenanzas de Bilbao（一七一一年）、（ロ）Novísima Recopilación（一八〇五年）が適用された。しかし、スペインの王権を軸とする直接統治ではなく、本国のインディアス審議会を通じ

て、植民地の副王（Virrey）、総督府（Capitanía General）等の機関に対し、無数の本国の王令が公布・適用されたため、その数は一六二五年にすでに約四〇万件に達し、法令の矛盾を来すようになつた。そのため、植民法令の整備が必要となり、一六六一年に新たに「インディアス法令集成（Recopilación de las Leyes de Reinos de las Indias）」が集大成された。特に、スペイン本国の植民地に対する、いわゆる「細な法令の公布の背景には、植民地拡大の政策と並んで、植民地社会において貴族的官僚が出現することを抑制する意図があつた。もとより植民地社会では、それ以前の土着社会に存在したクラカ等の権力者を中間搾取者として温存する政策もとられたが、むしろ王権にとつての脅威は、これら植民地官僚や土着権力者への権力集中が進み、王権の権威が損なわれることにあつた。それ故植民地統治では、植民地法令を複雑にし、また官吏や行政官、司法官等の権限の範囲をあえて明確にせず、官吏相互間で監視し合うシステムが作り出された。こうしたことから、当時の植民地統治政策は、「均衡抑制組織」の政策といわれている。また、この植民地統治システムは、過度の法律主義を招き、その結果、「法律は尊重されども守られず（Se acata pero se cumple）」と云う法文化を作り出した一方、独立後の国家の権力機構の抑制システムが、こうした権限の混淆により逆に機能しないという問題をもたらした。

また、スペインの植民地支配の特徴は、すでにみたように、統治政策において原住民をキリスト教に教化する動機が強く規定されていたことにある。植民地社会では、原住民に対しスペイン本国の法が適用され、その下で彼らにはスペイン国王の臣民としての法的地位が与えられた。し

かし、植民地化の過程では、エンコミエンダと称する原住民の強制労働機構が植民開発の手段として導入され、そこでは植民者に一定割当の原住民を労働力として使役することを認める代わりに、原住民をキリスト教に教化し、その身体と財産を保護することが義務づけられた。だが、植民地の現実社会ではこの制度は乱用され、原住民の土地収奪システムが確立された。こうした事態は、独立後の国家において、法の上で原住民の権利保障が規定されるようになつても変わらず、むしろこれらの権利を奪う結果を招いている。これは例えば、独立後の民法典編纂を通じて導入された近代の私的所有権の絶対思想の下で、原住民の村落共同体における土地共有権の制度が否定され、原住民の土地が收奪されたことにもみられる。

### 独立後の法体制

十九世紀初頭、ラテンアメリカの大部分の国は独立し、国家法制の整備に着手した。その際、最初に行なわれたのは憲法の制定である。これら諸国は、独立にあたって、この時期すでに流布していたフランスの啓蒙主義政治思想や「人および市民の権利宣言」（一七八九年）、「アメリカ合衆国憲法」（一七八八年）に大きく刺激したことから、各国はこれらをモデルに憲法を制定した。この他、フランスの啓蒙思想の影響を受けてスペインで一八一二年に制定された急進的なカディス憲法は、本国でいつたん廃止された後、自由主義者の政変により復活されたが、制定されるとたちにラテンアメリカの植民地で施行されたため、特に、メキシコをはじめとする北部地域の

諸国の憲法制定に大きな影響を与えた。これに対しブラジルでは、ナポレオンによる本国ポルトガルへの侵攻にともなって王室が植民地ブラジルに移転し、その後、王室と植民地が対立するなか、皇太子が独立宣言を行ない君主制国家に移行した。こうした事情もあって、この国の憲法は、当初、フランス憲法（一八一四年）、ポルトガル憲法（一八二三年）を模範に制定された。

ところで、十九世紀のこの地域の憲法は、その実効性に対する無関心あるいはその理想主義的傾向がしばしば指摘される。これはいかなる理由によるものであろうか。このことは、今日のラテンアメリカ憲法の現実的機能を理解する上できわめて重要な問題である。そのため、ラテンアメリカ諸国の立憲体制の動向は後にみることにし、ここではG・F・ヒルの説を紹介し、この地域の立憲体制の問題点をひとまず把握しておくことにする。ヒルは、そこでの問題点を大要次のように指摘している。即ち、(イ)十九世紀の憲法は、アメリカ合衆国やヨーロッパから移入した原理と制度の影響を受け、この地域の利益、習慣、経験とかけ離れていたこと、(ロ)これらの憲法は、時代に先んじ、適用不可能な規定があり、願望や将来の理想を規定し、実施困難な補助立法を必要としていたこと、(ハ)憲法は内戦の勝利の所産であることが多く、勝利派が憲法に自己の願望や政党綱領を挿入しがちであったこと。(ニ)憲法は市民に多くの基本的自由と権利の付与を規定しているが、大半の住民にはまったく実効性をもたず、憲法と国家社会の現実との乖離が大きくなっている、ことである。

十九世紀の独立国家の国家法制の整備は、憲法に限らず、私法の領域においても民法典、商法

典等の法典編纂が進められた。ただ憲法の制定とは異なり、私法の領域では三百年に及ぶ植民地支配の下で適用された繁雑かつ膨大な諸法令が独立前に施行されていて、その編纂作業は大きな困難をともなつた。もつとも、各国の法典編纂過程における法の継承には、一定の傾向と特色がみられた。第一に、民法典、商法典では、ナポレオン法典の強い影響を受けたことである。特にハイチはこの地域で一八〇四年にいち早く独立し、フランス語圏であつたことから文字どおりナポレオン法典を継受した。第二に、この地域のいくつかの国では、ナポレオン法典を基礎に独自の民法典が編纂され、各国相互に影響を及ぼした点である。これは大別して太平洋諸国系（コロンビア、エクアドル、ベネズエラ、ニカラグア、グアテマラ、エルサルバドル、ホンデュラス、パナマ）と大西洋諸国系（アルゼンチン、ウルグアイ、巴拉グアイ）の二者に分かれる。前者は、一八五五年にチリのアンドレス・ベジョが起草した民法典を、後者は、ブラジルのティシエイラ・デ・フレイタスが一八六〇—六五年に起草した民法典草案をそれぞれ範にしている。特に後者は、アルゼンチンのベレス・サルスフィエルドの民法典草案に大きな影響を与えた。ただ、ブラジルに関しては、民法典の編纂は实际上、大幅に遅れ、一九一六年の民法典の制定まで植民地時代のOrdens Filipeinasが一八二一年の独立以降、百年近く施行された。また、キューバのように遅れて独立した国（一八九八年）では、スペインの一八八八年民法典が引きつづき施行された。ラテンアメリカ諸国が多くがナポレオン法典を継受した背景には、宗主国スペインの民法典編纂が地方法との調整のため一八八八年と大幅に遅れたので、当時の代表的法典であつたナポレオン

法典に範を求めるべきなかつた事情が存在した。なお、二十世紀に入り各国は新たな民法典を相次いで制定しているが、これらは基本的にフランス民法典の影響を受け、なかにはドイツ、イタリア民法の影響を受けたものもある（特にブラジル、メキシコ）。

商法典編纂では、民法典と同様、諸国は一八〇七年のフランス商法典を継受したが、内容的には一八二九年スペイン商法典の強い影響が窺われる。ブラジルでは、独立当初、ポルトガル商法典がフランス、スペイン法典とともに商事法の基礎とされたが、一八五〇年に商法典を制定した。この商法典はブラジル独自の特色をもち、またこの地域でも独創的な法典とされ、アルゼンチンの一八五七年商法典、ウルグアイの一八六五年商法典に大きな影響を与えた。またキューバでは独立までスペインの一八八五年商法典が施行された。

### 3 現代国家法制の発展

#### 立憲体制の傾向と現状

十九世紀初め、ラテンアメリカ諸国は次々に独立し憲法を制定した。その際、憲法の範をなしたのは、國民主権、權力分立、基本的人権等の基本原理を備えた近代西欧型の憲法であった。しかししながら、この近代立憲主義に基づいた憲法は、植民地社会の遺制、独立の経緯、さらに独立

以後の各国の政治発展と深く絡んで、G・F・ヒルの指摘にもあつたように、現実社会においてその十分な実効性を実現できずに、今日この地域に特有な憲法体制をもたらしている。

そこでまず、この地域における独立や政治発展の特徴をとらえ、これがこの地域諸国の憲法体制の発展にどのような影響を及ぼしているかをみてみよう。

ラテンアメリカ諸国の独立の基本的特徴を要約すると、それは植民地時代の王権を軸とする階層的秩序とこれに強く規定された社会構造、またその地方分権的要素を全面的に継承したまま、これらを実際的に変革することなく独立が達成されたことである。そして、この独立は実質上、植民地社会の支配階級であり、宗王国の王権という伝統的權威と統治觀に順応したクリオーリョ層によって実現されたため、独立後の国家社会は、基本的に植民地社会と性格がほとんど変わらない權威主義的な秩序と社会構造を温存した寡頭支配的国家体制がもたらされた。なかには、一部ブラジルのように独立に際して君主制国家に移行した国も現われたが、総じて各国では、新たな統治者として登場したクリオーリョ層の間で軍事力を背景とする政権紛争が繁雑に繰り返され、この過程を通じて長期にわたり政権を独占する寡頭政治、いわゆる「カウディリズモ」の政治文化が作り出されたのである。このカウディリズモによる抗争は、植民地時代の地方分権主義と深く関係していたため、特に統治体制をめぐって連邦制と中央集権制、自由主義派と保守主義派の間の争いに結びつき、あるいは国家と教会、都市労働者と地方の大土地所有者の争いへと発展した。

こうした事情も反映し、ラテンアメリカ各国の憲法制定や立憲体制の性格および内容は、独立以降、現在に至るまで、この地域の政治風土の強い影響を受けている。これは例えば、カウディリズモの国家体制の下で頻発する政権交代や独裁政府によつて、憲法制定は新政権を合法化する手段とみなされており、また、例外体制の下で憲法の停止が常態化されるという憲法状況が生み出されている。さらに立憲体制の内容についても、各国は形式上西欧型の三権分立の統治制度と原理を導入しているが、植民地時代の権威主義的な統治理念やカウディリズモの家父長的、個人的支配の伝統は、強大な行政府と大統領制を出現させている。この権力集中化の事態はまた、この地域の連邦制国家において、大統領の強力な干渉権限を軸に、中央集権的な傾向を強くもたらしており、同時に司法制度の独立性と実効性にも大きな影響を及ぼしている。

しかしながら、二十世紀になって、ラテンアメリカ諸国の憲法は、この地域の社会的、経済的発展の過程で、現代憲法としての新たな性格をもつようになつた。それは今世紀に入り、諸国で従来の寡頭支配的な政治、経済、社会体制の改革を強く求める中産階級、労働者・農民層がしだいに台頭し、その実現がはかられたからである。そこでは、これまでの伝統的な自由主義的国家観念から離脱し、民族主義的な自立と社会国家理念が追求された。その下で社会正義の達成と経済秩序の実現を保障する新たな憲法が登場したのである。メキシコの一九一七年憲法はまさにその代表的な憲法であつた。この憲法は、三十年に及ぶディアス独裁政治に対するメキシコ革命（一九一〇—一七年）の成果として誕生し、その内容はきわめて社会主義的色彩を帯び、天然資源

の国家的所持、土地改革と土地所有権の社会的機能（二七条）、労働者および団体の基本的権利（一一三三条）、また、独立以来国家と対立関係にあつた教会の権限の削減等、革新的な規定を数多く盛り込んでいた。特に前二者の規定は、メキシコ革命の二年後に現われ、また初めて社会権を規定したとされる一九一九年のワイマール憲法にもみられない思想がすでに表明されていたとして、その意義は高く評価されている。このメキシコ憲法の社会国家理念は、ウルグアイ（一九一九年）、ペルー（一九三三年）、キューバ（一九四〇年）、ブラジル、ウルグアイ、ハイチ（一九三四年）、コロンビア、ベネズエラ（一九三六年）をはじめ、他の多くのラテンアメリカ諸国のその後の憲法に反映された。

一方、アルゼンチンでは、労働基本権の保障や財産権の社会的機能を最初に明文化した国レベルの憲法は、一九四九年憲法改定であるが、前者の労働の権利はすでに一九〇七年のトゥクマン州憲法や一九一六年メントーサ州憲法に具体化されていたといふ。

ともあれ、メキシコの一九一七年憲法は、この国の固有の状況から生まれたものとはいえ、ワイマール憲法とともに、この地域の憲法の発展に一定の方向を指示示した。

ところで、二十世紀後半、特に第二次世界大戦以降、諸国の憲法は社会国家理念の憲法思想を引きつづき宣言しているが、各国の憲法体制もしだいに変容し、新たな段階を迎えていくように思われる。それはキューバの社会主義憲法が登場する一方、多くの諸国で、国家開発を目標に掲げる軍事政権の「強権体制」を制度化した、いわゆる「権威主義的」立憲体制がかたちづくられた。

るようになったからである。なかには、ペルーのごとく社会民主主義理念の下で、軍事政権が国家開発を改革的に進めた国もあつたが、大半の国はこの「強権体制」の下で国民の政治参加や基本的権利を抑えて開発を推し進めた。特に、一九六〇年から七〇年代に登場した軍事政権の性格は、従来の国家体制の秩序維持者としてではなく、開発の主体者として積極的な役割を担うようになったことである。しかし、七〇年代後半から八〇年代にかけて、「権威主義的」立憲体制を保持した諸国全般に累積債務危機が覆い、国家の経済開発がゆきづまる。各国では政治体制の民主化の動きが一様に表面化するようになつた。この結果、これらの諸国では相次いで新憲法が制定されている。

もつとも、本章が対象とするラテンアメリカ二〇カ国のうち、文民政権の下で比較的安定した政治を保つてきたメキシコ、ベネズエラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、軍政を維持した後に民政に移行したアルゼンチン、ボリビア、また長期にわたる個人的独裁政治に終止した巴拉グアイ等では、憲法の変更は特別みられない。そこで、ここでは特に、近時、新憲法が制定された主要国について、その変化を概括しておこう。

一九七〇年代から八〇年代を通じて、ラテンアメリカ諸国で制定された新憲法の特徴は、軍事政権または個人的独裁政権の「強権体制」に象徴される権威主義的「立憲体制」によりもたらされた政治、経済、社会構造の歪みを変革し、民主的な立憲体制を確立することにあつたといえる。この地域では、すでに七〇年代にペルー、エクアドル（共に一九七九年）、八〇年代には中米地域

のホンデュラス（一九八二年）、エルサルバドル（一九八三年）、グアテマラ（一九八五年）、ニカラグア（一九八六年）、南米地域のブラジル（一九八八年）、そしてカリブ海地域のハイチ（一九八七年）が各々新憲法を制定した。パナマは、七八年の民政移行後、七二年憲法を改正し、その後八年に国民投票を経て憲法要綱を公布した。こうしたなか、チリでは八〇年にピノチエト軍事政権下で新憲法が制定されたが、八九年の憲法修正国民投票の後、同憲法の全面改正の動きがみられる。さらに、九〇年代に入ると、長らく二大政党制の偏向の下で政治安定を保つてきたコロンビアで、国民の体制内改革の要求を背景に、制憲議会設置の国民投票が実施され、九一年に新憲法が制定された。

これらの新憲法の制定の経緯は、各国ないし地域の事情によりかなり異なり、例えばペルーでは、すでにみたように軍事政権の急進的な社会改革にともなう国内混乱の末、文民政権によつて新憲法が制定された。また中米地域諸国の中、総じて抑圧的な軍事政権と社会体制の変革を求める左翼勢力との間の内戦、あるいは長期の個人的独裁政権に対する革命を通じて制定されている。これに対しブラジルやウルグアイでは、長期軍事政権の「強権体制」の行き過ぎとそこでの政治的混乱の結果、新憲法がもたらされている。またハイチの新憲法は、長期の個人的独裁政権の崩壊にともなつて制定され、この憲法はその後軍民政権により維持されている。

一方、各国憲法の構造は、こうした軍事政権や独裁政権に対する反省から、さまざまの民主化措置を講じており、そこでは、「権威主義的」立憲体制の下で強力な権力を保持した大統領の権

限削減や再選禁止、国会機能の強化、緊急権の限定、選挙制度の独立性の確保、司法権の独立、人権保障の拡充と憲法保障、憲法秩序の擁護、経済・社会秩序の再編がはかられている。特にニカラグアでは、四十年以上にわたるソモサ独裁政府を打倒したサンディニスタ政権が憲法を制定したため、その内容は、三権の独立を定めるほか、選挙管理権 (Poder Electoral) を独立した第四の国権として規定する等、「人民民主主義」の政治理念を強く反映している。また、各国の新憲法は、統治制度として総じて三権分立の下で大統領制を維持したが、ペルー、ハイチは、強力な大統領を軸に、内閣が議会に対して責任を負う、いわゆるフランス型の大統領制内閣を採用した。この統治形態は、ブラジル憲法の起草においてもその創設が試みられたが、新憲法では大統領制度が導入された。だがそこでは、デクレト・レイ（大統領令）の廃止にみられるように、大統領の権限は大幅に削減され、議会権能の強化がはかられている。ゲアテマラ、ニカラグア、エクアドル、パナマでは一院制が導入され、特にパナマでは大統領が、その諮問機関として機能する内閣 (Consejo de Gabinete) の首班をも兼ねている。この他、各の新憲法は、「強権体制」の下でその機能が大きく弱められた司法権の独立を確立する一方、憲法保障や人権保障を徹底しており、これは例え、ペルーの憲法裁判所、エクアドルの憲法保障裁判所の設置、ゲアテマラの人権委員会の創設、ブラジルの集団的権利や公共弁護局の創設にみられる。

チリでは一九七三年に社会主義のアジェンデ政権を倒したピノチエト将軍が大統領に就任し、一九二五年憲法を停止して、八〇年に新憲法を制定した。この憲法は、軍事政権が十年間継続す

る」とを規定するほか、軍部を軸とする政府評議会が立法府を代行することを明記した。だが、同国でも八九年十月の国民投票によりピノチエト将軍の再選が不信任となり、同時に憲法修正が認められたため、八〇年憲法の改正の動きが急速に進行している。そこでは、大統領の下院解散権の廃止、任期の縮小および再選禁止、憲法修正の要件強化、国家安全保障会議の権限の削減、人権保障の拡充等の民主化措置の導入が具体的に検討されている。

### 経済発展と法

ラテンアメリカ諸国の経済発展は、十九世紀初頭の独立国家の形成とともに推し進められたが、それ以前の三世紀に及ぶスペイン、ポルトガルの植民地政策は、この地域の独立後の経済発展の方向を規定しただけでなく、経済活動の法制にも大きな痕跡を残した。即ち、宗主国の植民地政策は、経済面で重商主義思想を強く打ち出していたため、この地域にモノカルチャー経済体制を作り出したのである。その結果、この地域の産業発展は大きく阻害されることになった。また、植民地における経済活動や取引は宗主国の法律によつて規律されたため、これらの法律は、独立後もしばらく一部の国で引きつづいて適用され、あるいは独立後の法制に少なからず影響を与えた。特にスペイン植民地での経済活動をめぐる財産や契約、あるいは紛争解決にむけた司法制度は、「インディアス法令集成」や「Siete Partidas」によつて規律され、商事取引には「Ordenanzas de Bilbao」(一七三七年)がもっぱら適用された。ポルトガルの植民地ブラジルでは、契約や商事

取引、司法制度には「Ordenações Filipinas」や一部の特別法規が適用された。

十九世紀に入り、宗主国から独立した諸国は、国家経済の自立が必要とされ、同時に国内経済制度を確立するための法整備に直面した。すでにみたように、そこでは民法典および商法典の法典編纂が行なわれ、これらは所有権の絶対、契約の自由等、近代私法の原則を掲げたフランスのナポレオン法典やスペイン法典、またポルトガル法典を模範とした。

これら諸国の経済活動は十九世紀半ばまで、独立とともになう戦災と政治的混乱により停滞したが、その後二十世紀初頭にかけて、自由主義的な経済政策を背景に、輸出経済を急速に発展させた。だが、このことは同時に、これら諸国の経済が、欧米諸国の国際分業体制のなかに、その食料、原材料の供給基地として組み込まれることをも意味していた。特に、この地域諸国の輸出経済体制は、独立後の寡頭支配的な政治に規定されていたため、そこでは寡頭支配階級と外国資本が結びつき、例えば、欧米諸国からの財政援助の代償として、土地や天然資源、鉄道、鉱山開発の権利が外国企業に与えられた。そのため、十九世紀を通じこの地域社会では、一方で大土地所有化が進行し、原住民の土地收奪と共同体の破壊が推し進められた。

かくして、この地域では十九世紀半ば以降、急速な経済発展がもたらされ、これとともに各国ではしだいに経済活動を規律する新たな法の整備が進められた。この背景にはまた、独立後に編纂した法典に不備が生じ、また各の経済、産業の発展にこれらの法が十分に対応できなくなつてきただという事情が存在していた。これは、特に商事・取引法の分野で顕著にみられ、例えば、

メキシコ、アルゼンチン（一八八九年）、ペルー（一九〇二年）、パラグアイ（一九〇三年）、ニカラグア（一九一六年）、ベネズエラ（一九一九年）の各新商法典の制定やブラジルの商法典の改正（一八九九年）が行なわれた。これらは商法典の会社、特に株式会社の規定を改正したものであつたが、さらにこれらを補完する特別法令も制定された。ブラジルは、一九一九年にラテンアメリカのかでいち早く有限责任会社法を制定した。商法典を補う特別立法は、その後、メキシコの三四年会社一般法やブラジルの四〇年株式会社法など、数多く制定され、これは会社法令に限らず手形・小切手、破産、運輸、保険、海商等の分野にも及んだ。

しかし、二十世紀に入って、この地域の諸国の経済発展の方向は、一九三〇年頃を境に大きく転換された。それは、世界恐慌を契機に、それまで外国資本や国外市場に依存した輸出経済体制が破綻し、各国で国家主導の工業開発が促進されたからである。この結果、国家の経済体制は大きく変容し、そこでは従来の自由主義経済に代わって、経済への国家干渉とナショナリズムの強い傾向を帯びた体制がもたらされた。なかでも、この経済体制を最も強く推し進めたのはメキシコであった。同国は、一九一〇年の革命の下で誕生した一九一七年憲法を背景に、農地改革を進め、地下資源の開発や公共事業に従事する外資系企業を国有化する一方、社会的利益を重視した民法典（一九二八年）や労働者の権利保護を目的とした労働法を制定した。またブラジルは、一九三四年憲法で経済への国家干渉主義の考えを強く打ち出し、その下で国家は基幹産業や公益部門の事業に積極的に参加し、メキシコと同様、労働法制の強化をはかつた。この経済体制の理念

は、自由企業の原則の余地を残しながら、その後この地域の経済発展の指導原則として各国で大きな役割を果たすことになった。

ところで、ラテンアメリカ諸国は、一九三〇年以降、とりわけ第二次大戦後、国家の経済介入の原則の下で、より本格的な工業開発を進め、その過程で各種の産業、経済法令を制定しているが、これらは経済活動や取引を規制するというものではなく、むしろ経済発展の促進をめざす国家の経済政策を規制する法、即ち「開発の法」(derecho de desarrollo)といえるものである。とりわけ、この地域の諸国の工業開発は、当初から「国内市場重視」の輸入代替工業化が指向され、そこでは資本や技術の不足を補うべくその導入が必要不可欠であった。そのため「外資法」や「技術移転法」に属する法は、この「開発の法」として大きな重要性をもち、またこの地域の経済開発を通じて独自の発展を示してきた。特にこれらの法は、各国の民族主義的傾向や輸入代替工業化の産業保護重視の性格を色濃く反映し、当初から総じて規制色の強いものであった。そこで、ここではこれら諸国の経済発展の促進をめざす「開発の法」の特徴を簡単にみてみよう。

ラテンアメリカ諸国では、経済発展を目的に「外国資本」導入のための「法」が制定されはじめたのは、工業開発が本格化した第二次大戦以降、一九六〇年代半ばにかけてである。この時期の各国の開発政策は、ブラジルやコロンビアなど外資導入に対し比較的穩健であった一部の国を除いて、総じて経済ナショナリズムの傾向を反映していた。そのためこれらの法および政策は、原則的に外資を歓迎しながらも、導入する外資を選択し、また特定の業種について外資の参加を

排除する等の措置をとつてゐた。しかしながら、各国の経済は、戦後の一貫した輸入代替工業化過程を通じて外資への依存を強めたため、経済的な従属的状態がもたらされた。その結果、六〇年代後半から七〇年代半ばにかけ、この地域では、チリ、アルゼンチン、ペルー、ベネズエラが自立的な経済発展を求めて国有化を行なう一方、多くの国が外資規制をいつそう強化するようになった。この外資規制の要求は、ラテンアメリカ諸国が自らの経済ナショナリズムを表明し、立案した「新国際経済秩序（NIEO）」を通じても具体化されていった。

一九七〇年代半ば頃までの外資規制強化の傾向は、この地域に以前から存在する外資政策の指導原則を反映して、特に外資の「ナショナリゼーション」（国民化）として特徴づけられ、内国资本の参加率の制限、経営支配の現地化、国産品の使用強制、内国民雇用強制等、各種の経済政策と結びついて、各国外資法や外資政策に定着した。その典型的なものは、外資企業の保有株式を漸進的・段階的に内国资本に移転することを義務づけ、あるいは外国技術の国内定着化の措置を盛り込んだ、「アンデス共同市場（ANCOM）の共通規則（「外国資本の取扱い並びに商標、特許、ライセンスおよびロイヤルティに関する共通制度」）」であった。特にこの技術移転規制の考えは、メキシコの七二年の「技術移転登録法」に影響を与えたといわれる。またペルーでは、この国の社会民主主義の理念を反映して、七〇年「工業一般法」を制定し、労働者の経営参加を認める労働共同体の下で国民化政策が導入された。

しかし、一九七〇年代半ば以降、これらの諸国は、輸入代替工業化政策のゆきづまりと石油危

機による経済停滞に直面するようになり、しだいに外資規制を緩和する方向に転換した。同時に、このなかにはチリ、アルゼンチン、ペルー等の一部の国で、自由主義的な経済政策がとられ、経済体制の自由化の動きもみられた。これにともない、各国では「外資法」、「技術移転法」が相次いで改正され、あるいは新たな法が制定された。特に先のアンデス共通外資規則は、チリの加盟脱退が生じたことも加わって改正を余儀なくされた。こうしたなかで、七九年から八〇年にかけて起こった第二次石油危機は、ペネズエラやエクアドルの石油輸出国を除いて、他のラテンアメリカ諸国に経済停滞をもたらし、八二年のメキシコの金融危機を契機に、以後この地域全体に累積債務による経済危機が急速に拡大した。

一九八〇年代の経済危機のなかで、諸国は経済発展の著しい停滞に直面し、各国では産業政策の全面的な見直しの動きがみられる。そこでは、国内産業の競争力強化をめざす貿易の自由化や産業規制の撤廃等、経済体制のいつそうの自由化と規制緩和が強く求められている。こうした動きに対応して、各國は特に外資法や技術移転法の規制緩和を急速に進めている。外資法に関して、メキシコは、八八年に外資法の運用基準を改正し、外資の出資比率の制限を大幅に緩和している。また八七年のアンデス共通外資規則の全面改正（決定二二〇号）にともない、ペネズエラやコロンビアは同規則の内資化（フェードアウト）条項を原則的に廢止し、外資規制対象業種を拡大した外資法、決議を各々八七年に制定している。これに対し、ブラジルは、原則的に国内企業優先の考えを維持し（特に一九八八年憲法）、外資の導入に関する法を基本的に変更していない。だが、

外資政策は、近時、アメリカとの貿易摩擦を通じて一部規制緩和の傾向がみられる。

一方、技術移転規制については、メキシコは、一九九〇年に「技術移転登録法」の規則を改正し、技術移転における禁止条項の緩和を行なったのに続いて、九一年には「工業所有権の振興と保護に関する法律」を制定し、「技術移転登録法」を全面的に廃止した。また同年、ブラジルも、技術導入の促進を目的に、これまでの技術導入政策を大きく転換し、技術移転契約の制限条項を規定した「工業所有権院決議十五号」を失効させた。とりわけ一定の工業開発段階にすでに達し、技術発展を遂げているメキシコ、ブラジル等の「新興工業国」(NICS)においては、最近の傾向としてアメリカとの貿易摩擦を背景に、高度技術・ソフトウエアの利用とその保護の問題が重視されている。そこでは、特許、商標権や著作権等の知的財産権の保護が求められているため、各国ではこれらの技術法制の整備がいつそう進められつつある。メキシコは、八七年に「発明・商標法」、九一年に「著作権法」の改正を行なう一方、ブラジルでも八七年の「ソフトウエア法」制定に続いて七年の「工業所有権法」の改正作業が現在進められている。

#### ラテンアメリカ社会と法の漫透

ラテンアメリカ社会の特質は、その歴史的発展において、アメリカ大陸の各地域に存在した先住民社会が、スペイン、ポルトガルにより征服され、この過程を通じて原住民や黒人奴隸を支配する植民地体制が三世紀にわたって宗主国により築かれたこと、さらにこの植民地社会の遺制が

十九世紀に独立した国家社会に持ち越されたことによつて大きく規定されていることである。

これまでみてきたように、植民地社会では王権を軸とする権威主義的な支配秩序や統治の伝統が根強く温存され、そこでは国家や社会は一部のエリートにより統治されるという観念や階層的な秩序観が存在した。こうした観念は、家父長主義を発展させ、とりわけ「パトロン・クライアント」関係を生み出した。そして、この支配・服従関係は、法治主義よりも特定の個人に対する忠誠を重んじた「人治主義」(Personalismo)の傾向を発展させたのである。

こうした反面、王権による植民地統治は、その支配を徹底させるため、「王令」の名の下で植民地をくまなく治めようとした。そのため、過度の法律主義の傾向が浸透し、独立後の社会に「法律尊重主義」ないし「形式主義」の伝統を少なからずもたらした。このような植民地時代の慣行や伝統は、この地域の政治や経済の分野でも根強く残つており、ラテンアメリカ地域の社会の特質をかたちづくつている。

それでは、独立後の社会に持ち越された植民地時代の伝統や慣行は、今日の国家の法秩序にいかなる影響をもたらしているのであろうか。

ラテンアメリカ社会の法現象として、今日一般に指摘されていることの一つに、形式上の法と現実社会において機能している法との乖離現象がある。それは、ラテンアメリカ社会においては、成文法に基づいた形式的規範が一部のエリート層および中間層という限られた範囲で適用され、社会の大半を占める層、わけても下層階級のものに法が浸透していないからである。伝統的

な家父長主義の下で、彼らの間には法に対する不信感や法への認識の欠如が抜きがたく存在する。植民地時代の身分制的な伝統を通じて形成されてきた階層社会の下では、大多数の下層の国民には、法は最善の「正義」であるどころか法に接する機会すら与えられていないのである。それ故、この地域の農村社会や都市周辺のスラム街では、家父長主義の下にその土地あるいは地域の有力者による和解や仲裁、住民の自治組織による紛争解決等、いわゆる「インフォーマル・ジャステイス」が行なわれている。また、地方の原住民共同体では、土着社会の固有の慣行に従つて紛争が解決されている。その典型的なものは、ベネズエラの首都カラカスの「バリオ評議会」(Barrio Junta) やチリの首都サンチャゴの「カジヤンパ住民裁判」(Tribunal del populares)、メキシコのオアハカ州のサン・ファン・チャアパス州のシナカンタンの原住民共同体である。このような法の浸透欠如の傾向は、特に、戦後の経済開発過程によつて引き起こされた都市の周辺化と貧困化を通じていつそう強いものになつてゐる。さらに、ラテンアメリカ社会における法の浸透欠如はまた、この地域の法の「形式主義」の伝統とも深く関係している。それは、この地域の諸国では、こうした伝統を通じて、法の改編が頻繁に行なわれるが、時として法を執行する者がこの急激な立法上の変化に対応できず、法の乖離現象を促してゐるほか、法規自体の抜け穴が黙認され、法が現実に作用しないという事態がもたらされているからである。これは例えれば、家族法の分野において、メキシコでは、夫の家庭遺棄が離婚原因の一つに掲げられていても、実際には遺棄の事実が社会的現象となるなかで、事実的重婚が日常的に黙認されてゐることにみられる。

このように、ラテンアメリカ社会の法の浸透欠如は、植民地時代から持ち越された慣行や伝統に強く規定されているのである。

### まとめ

以上、ラテンアメリカ諸国の法と發展の動態を概観し、そこでの問題を大まかに検討してきた。ラテンアメリカ諸国は、独立以降、国民国家の形成と發展を通じて、独自の法および法制度を構築したが、そこでは欧米諸国、特に宗主国スペイン、ポルトガルの法の強い影響がみられた。しかしながら、ラテンアメリカ諸国は、植民地前の土着社会の伝統や植民地時代の遺制をさまざまなかたちで継承したため、國家、經濟、社会の發展はこれらに大きく規定され、今日、多くの問題を抱えるにいたっている。それ故、ラテンアメリカ地域の法の研究には、今後、こうした地域の發展の性格や実態を踏まえた分析が大きな課題といえよう。